

介護予防・日常生活支援総合事業サービス料金表

令和6年6月1日から

要支援1～2・事業対象者の方

基本利用料金（10割負担金）

標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 訪問型独自サービス費 2 1	1回 2, 8 7 0円
生活援助が中心である場合【所要時間 20 分以上 45 分未満】 訪問型独自サービス費 2 2	1回 1, 7 9 0円
生活援助が中心である場合【45 分以上】 訪問型独自サービス費 2 3	1回 2, 2 0 0円
短時間の身体介護が中心である場合 訪問型独自短時間サービス費	1回 1, 6 3 0円

白浜事業所からヘルパーが訪問した場合の料金

*特別地域訪問介護加算（15／100）

1ヶ月間にご利用頂いた合計金額の15%相当が加算されます。

*訪問介護職員等処遇改善加算Ⅱ（22.4／1000）

1ヶ月間にご利用頂いた合計金額の22.4%相当が加算されます。

*初回加算 → 2,000円

新規に指定相当訪問型サービス計画を作成した利用者様に対して、初回に実施した指定相当訪問型サービスと同月内に、サービス提供責任者が自ら指定相当訪問型サービスを行う場合又は他の訪問介護員等が指定相当訪問型サービスを行う際に同行訪問した場合。

注) 初回加算については、新規契約された利用者様・一度契約されていた利用者様が2ヶ月以上サービスの利用がなく、再度サービスを利用される場合が対象となります。

*利用者様負担金額は介護保険負担割合証に記載された、負担割合金額となります。

(注)介護保険給付の限度範囲を超えてのサービス利用に関しましては 全額自己負担となります。

*事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する場合又は、利用者が上記以外の範囲に所在する当該建物に居住する場合1月の利用者数の平均が20人以上の場合は、10%減算となります。

*高齢者虐待防止措置未実施減算（1／100）

虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合は1%減算となります。

*業務継続計画未実施減算（1／100）

感染症や非常時災害の発生においてサービスを継続的に実施するための必要な措置が講じられていない場合は1%減算となります。